

駐留軍等労働者の労務管理

1 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。

これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。

駐留軍等労働者数： 25,872人（平成29年9月末日現在）

①基本労務契約： 20,343人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）

②船員契約： 15人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）

③諸機関労務協約： 5,514人（施設内の食堂、売店等の諸機関のホールスタッフ、販売員等）

2 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4 駐留軍等労働者の勤務条件

（1）駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。

（2）駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。